

監査報告書

公立大学法人 下関市立大学
理事長 山村 重彰 殿

私たち監事は、地方独立行政法人法第13条第4項の規定に基づき、公立大学法人下関市立大学の令和3年4月1日から令和4年3月31日までの第15期事業年度の業務執行について監査いたしましたので、以下の通り報告します。

1. 監査方法の方針及びその内容

監事は、監査計画書の監査基本方針及び監査の方法に従い、理事会等の重要な会議に出席するほか、理事等から事業の報告を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、事務局及び主要な部局等の業務及び財産の状況を面談及び書面により調査しました。また、財務諸表、事業報告書及び決算報告書の適正性を検討しました。

2. 監査の結果

- (1) 業務は、法令等に従って適正に実施されており、また、中期目標の着実な達成に向け効果的かつ効率的に実施されていることを認めます。
- (2) 役員の職務の執行が法令等に適合することを確保するための体制及び業務の適性を確保するための体制が、業務方法書等の見直しにより適正に整備、運用されていることを認めます。
- (3) 役員の職務の遂行に関し、不正の行為又は法令等に違反する重大な事実は認められません。
- (4) 財務諸表及び事業報告書は、法人の財政状態及び業務の運営状況を正しく表示しており、決算報告書は、予算の区分に従い決算の状況を正しく表示していることを認めます。

以上

令和4年6月15日

公立大学法人下関市立大学

監事 三 好 晃 一



監事 藤 井 幸 郎

